

# **川場村子ども・子育て支援事業計画**

**【素案(パブリックコメント版)】**

**平成 27 年1月**

**川場村**



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の法的根拠	2
(2) 本計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
1-4 策定体制	3
1-5 少子化対策の流れ	4
2 子ども・子育て支援制度の概要	5
2-1 子ども・子育て関連三法	5
2-2 制度の全体像	6
(1) 子ども・子育て支援法のサービス	6
(2) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供	8
(3) 保育の必要性の認定について	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	10
1 統計データからみた現状と課題	10
1-1 人口の状況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 出生等の状況	11
(3) 将来の人口推計	12
1-2 世帯の状況	13
(1) 世帯の状況	13
(2) 未婚の状況	15
1-3 就労状況	16
2 子ども・子育て支援事業の現状	17
2-1 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況	17
(1) 保育園・幼稚園	17
(2) 放課後児童クラブ	18
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念・視点	19
2 基本目標・体系	20
第4章 子ども・子育て支援策の展開	22
1 地域における子育て支援の充実	22
1-1 子育て支援サービスの充実	22
1-2 子育てと仕事の両立支援の推進	24
1-3 児童健全育成の推進	25

2	教育環境の整備	26
2-1	教育環境の整備	26
2-2	地域の教育力の向上	27
3	母子保健の充実	28
3-1	妊娠期からの継続した支援体制の整備	28
3-2	母子保健事業の推進	29
3-3	食育の推進	30
4	子ども・家庭の状況に応じた支援	31
4-1	児童虐待防止対策の充実	31
4-2	障がい児施策の充実	32
4-3	子育て家庭に対する経済的支援	32
5	子どもや子育て家庭を支える地域づくり	33
5-1	安心・安全なむらづくり	33
第5章	子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	34
1	事業量推計	34
1-1	推計の流れ	34
1-2	児童人口・家庭類型別児童数の推計	35
(1)	児童人口の推計	35
(2)	幼児期の学校教育・保育の量の見込み	37
2	提供体制の確保の内容	38
2-1	教育・保育提供区域について	38
(1)	教育・保育提供区域とは	38
(2)	区域設定	38
2-2	子どものための教育・保育給付	38
(1)	提供体制の確保の内容及びその実施時期	39
2-3	地域子ども・子育て支援事業の提供	40
2-4	子ども・子育て支援策に関するその他の推進方策	45
第6章	計画の推進体制	46
1	計画の推進体制	46
2	進捗状況の管理	46
資料編		47

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 はじめに

### 1-1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市区町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

村では、平成17年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実に努めてきました。

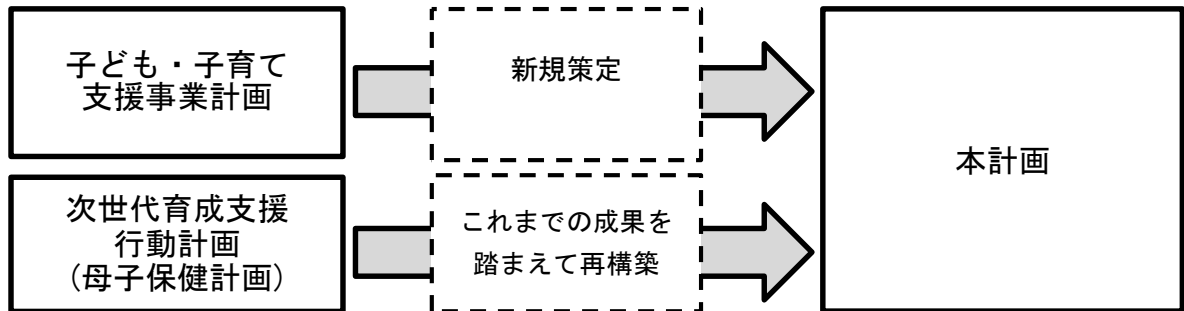
「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）は、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、保育・教育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

## 1-2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

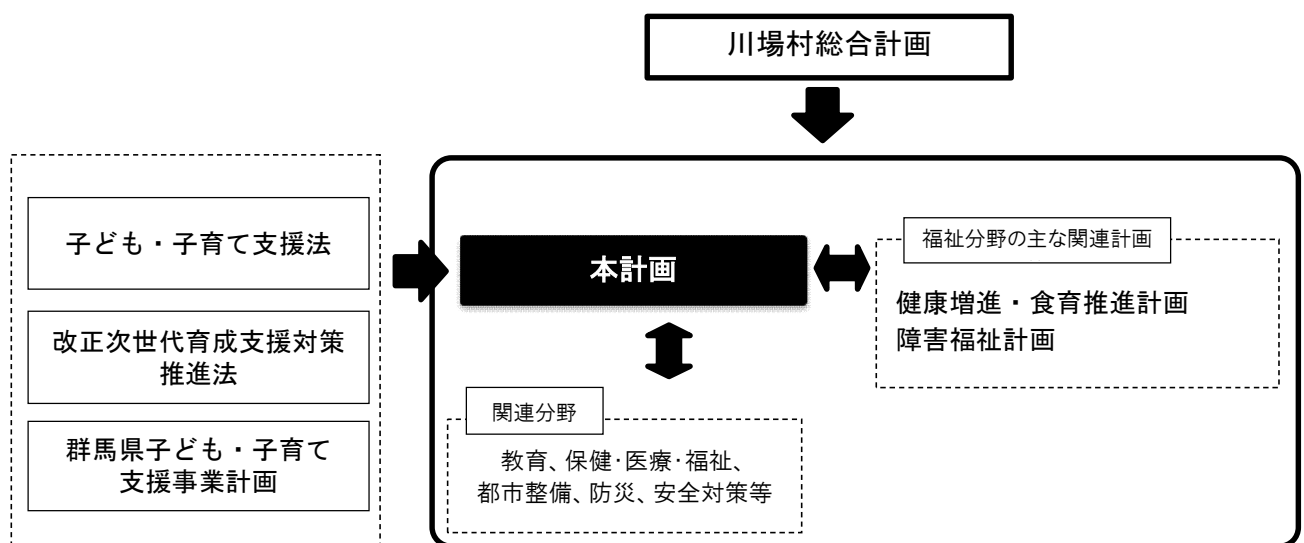


### (2) 本計画の位置づけ

本計画は、川場村総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、群馬県子ども・子育て支援事業計画、本村の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



### 1-3 計画期間

---

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とします。

### 1-4 策定体制

---

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「川場村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、村内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、村における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

## 1-5 少子化対策の流れ

---

### ① 初期の少子化対策

平成2年頃から出生率の低下・子ども人口の減少が注目され、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成6年には、主に保育の拡大を目指す「エンゼルプラン」が策定され、平成11年には幅広い子育て環境整備を視野に入れた「新エンゼルプラン」が策定されました。

### ② 次世代育成支援対策等

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と特定事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度にかけての10年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することが定められました。

川場村においても、「川場村次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）とこれに続く「川場村次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、取り組みを行ってきました。

また、同じく平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定され、これに沿って各種の対策が進められましたが、平成22年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て支援新制度」の検討・議論が進められました。

### ③ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」など「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て関連3法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」とよばれ、平成27年4月から本格的にはじまることになっています。

なお、平成26年度末に終了予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、主に事業主が行う取り組みの根拠法として10年間延長されることになりました。

#### 【子ども・子育て関連3法】

子ども・子育て支援新制度の根拠法となる子ども・子育て関連3法とは、次に掲げる3つの法律の総称です。

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律〔認定こども園法改正〕

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



## 2 子ども・子育て支援制度の概要

### 2-1 子ども・子育て関連三法

子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、以下の3つの法律で構成されています。

#### 1. 子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定
- ② 子ども・子育て支援給付の創設
  - ・児童手当、施設型給付、地域型保育給付を規定
  - ・子ども・子育て支援給付の支給認定
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定
- ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け
- ⑥ 子ども・子育て支援会議の設置に関する努力義務

#### 2. 認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園
  - ・教育基本法第6条に基づく学校であることを明示した。
  - ・設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とする（株式会社は不可）。
  - ・園長及び保育教諭の配置を規定した。
- ③ 公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例

#### 3. 整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- ① 児童福祉法の一部改正
  - ・市町村による保育の実施義務を規定した。
  - ・保育園は欠格事由に該当しない限り原則認可する。
- ② 幼保連携型認定こども園が「児童福祉施設」と「学校」のどちらに含まれるか明確化するための改正等
- ③ 「学校」の定義に幼保連携型認定こども園を加えることに伴う関係法令の改正等（地方自治法、教育職員免許法など）

## 2-2 制度の全体像

### (1) 子ども・子育て支援法のサービス

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

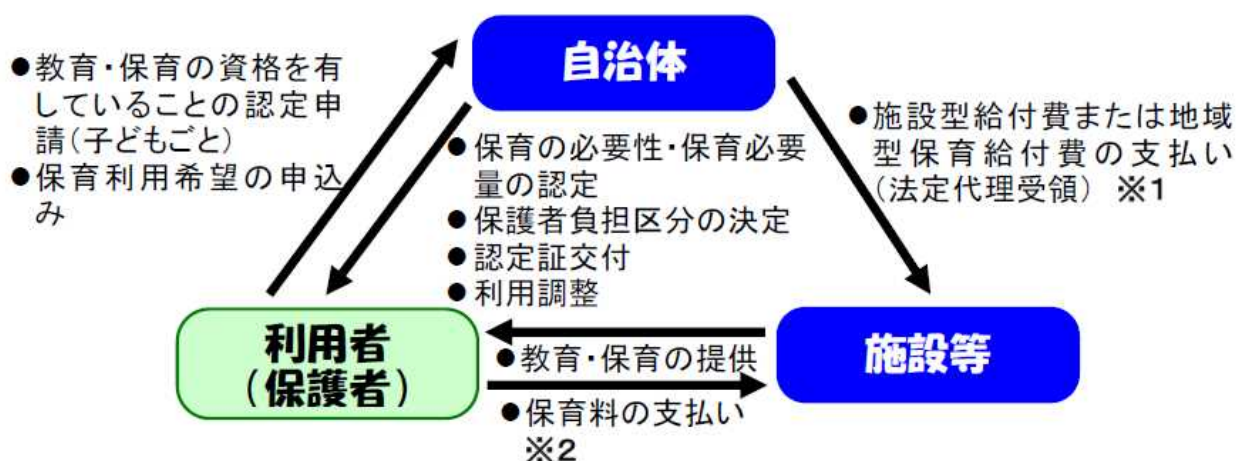
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	新制度への移行を選択する幼稚園
			2. 保育園	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
		幼稚園型認定こども園		
		保育所型認定こども園		
		地方裁量型認定こども園		
		地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育			
	6. 居宅訪問型保育			
	7. 事業所内保育			
	地域子ども・子育て支援事業		1. 利用者支援	
			2. 地域子育て支援拠点事業	
			3. 妊婦健診	
		4. 乳児家庭全戸訪問事業		
5. 養育支援訪問事業等				
6. 子育て短期支援事業				
7. ファミリー・サポート・センター事業				
8. 一時預かり				
9. 延長保育事業				
10. 病児病後児保育事業				
11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業				
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				
子ども・子育て支援法以外		新制度への移行を選択しない幼稚園		

#### ①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

## ■給付の仕組み（イメージ）



※1：新制度への移行を選択しない私立幼稚園の場合、市町村から幼稚園に私学助成・幼稚園就園奨励費を支払い。(代理受領) また、私立認可保育所の場合は、委託費を支払い。

※2：私立認可保育所の場合、保育料は市町村へ支払い。

### ◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育園」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 1) 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 2) 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

### ◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



## ②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業に定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、川場村では、13事業以外にも独自の施策を展開していきます。

## (2) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

### ①認定こども園制度の改善

- ・従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育園、それぞれの認可を受けなければならないこと、また、財政的にも、幼稚園部分は私学助成、保育園部分は保育所運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないことなど、手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されてきました。
- ・認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園については、認定こども園として一つの認可を受けるだけで良くなり、これに伴い指導監督も一本化されます。
- ・また、財政措置についても、私学助成・保育所運営費が別々に支給されるという従来の状況を改め、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。
- ・なお、幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人となります（既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けない）。

### ②保育に係る認可制度の改善

- ・新制度における保育については、認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、認可制度の改善が図られます。
- ・社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことと求めた上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可します。
- ・村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、適正な給付の維持のため、施設・事業に対する指導監督を実施します。

### (3) 保育の必要性の認定について

- ・新制度においては、保育園等への入所申し込みから切り離した手続きとして、保育の必要性の認定を行うこととされます。
- ・これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握することが可能になります。

#### ①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者	利用サービス
1号	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園 認定こども園
3号	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 地域型保育

#### ②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

##### ◆事由

- 1) 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
- 2) 就労以外の事由：保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして村が定める事由

##### ◆区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 1) 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2) 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用  
（本村では、下限時間を月56時間以上と設定）

##### ◆優先利用

- ・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども など。

# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

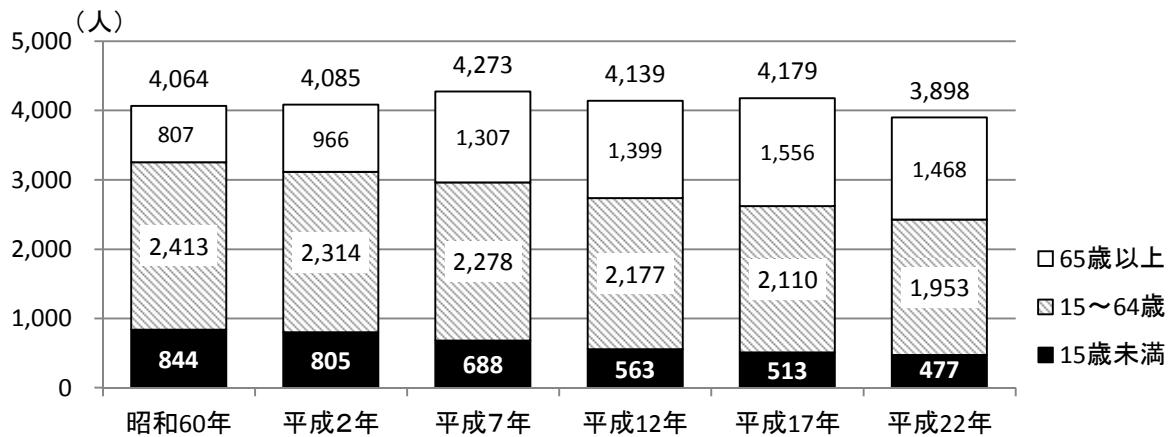
## 1 統計データからみた現状と課題

### 1-1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

- ・総人口は、4,200人前後を推移していましたが、平成17年以降大きく減少し、平成22年に4,000人を下回り、3,898人となっています。
- ・15歳未満の人口（比率）は、昭和60年の844人（20.8%）から平成22年には500人を下回り、477人（12.2%）となっています。

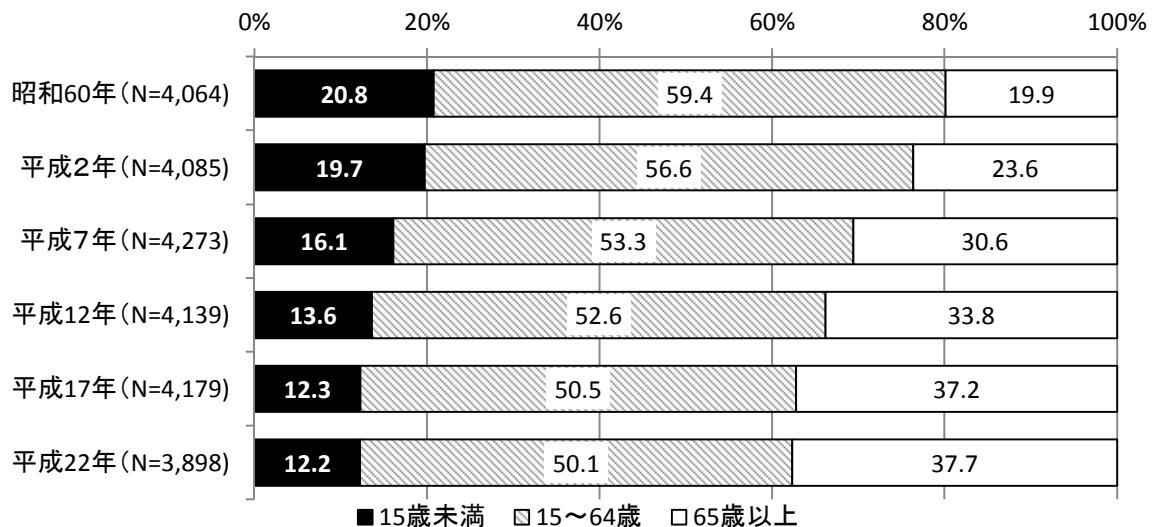
#### ■年齢3区分別の人口の推移



※人口総数は年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### ■年齢3区分別人口比率の推移

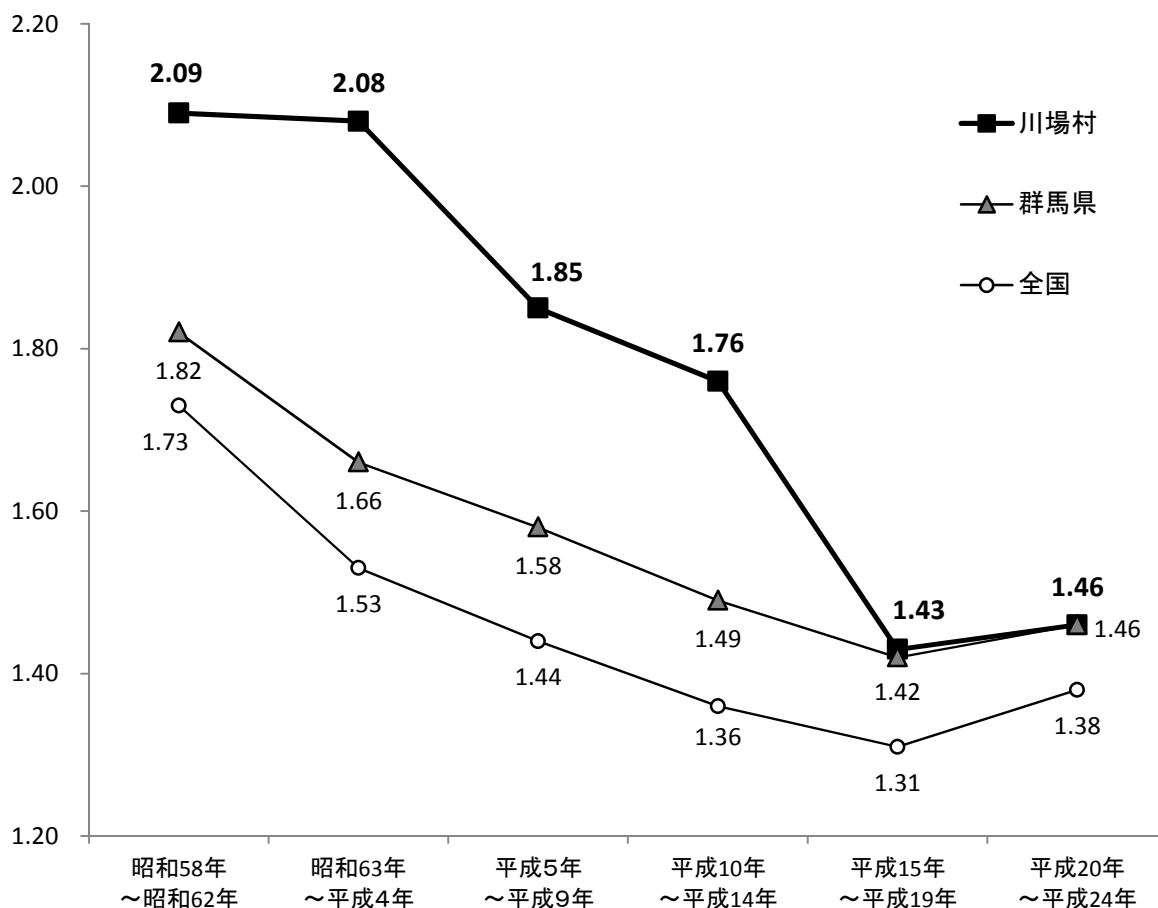


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 出生等の状況

- 合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、低下傾向が落ち着いたものの、平成20～平成24年は1.46で、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。
- 群馬県、全国平均と比べて高い値で推移していましたが、近年では群馬県平均と同程度となっています。

### ■ 合計特殊出生率の推移

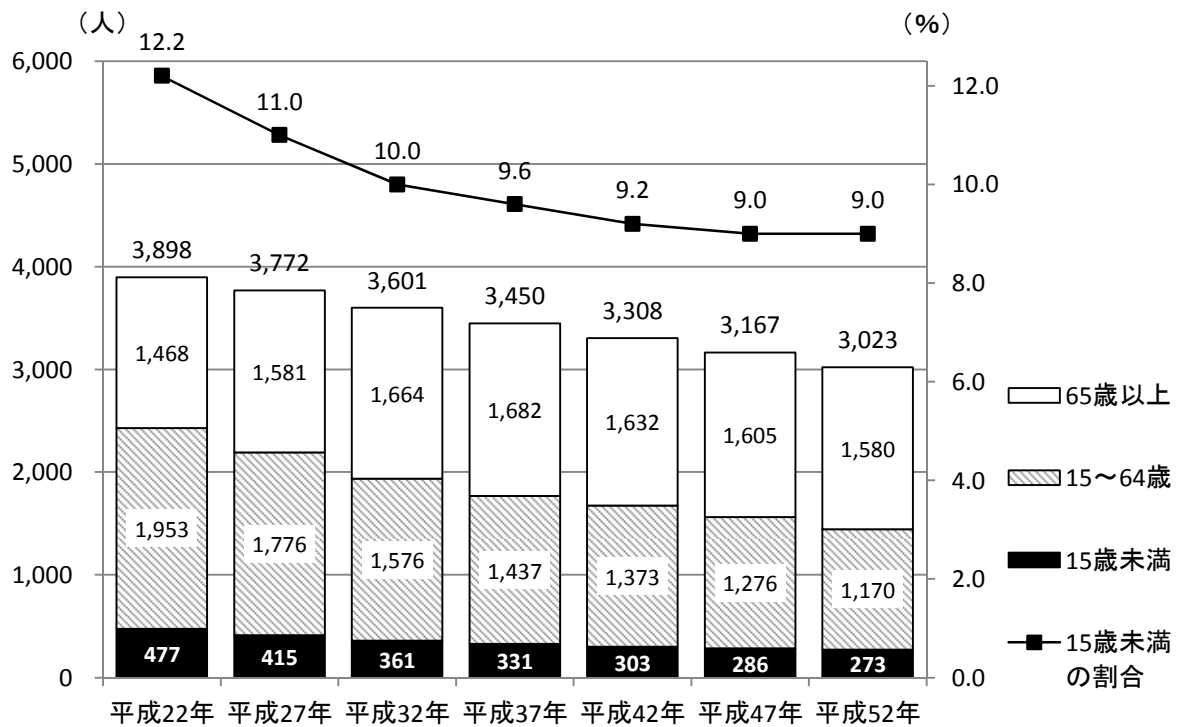


資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

### (3) 将来の人口推計

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本村の人口は減少を続け、平成37年には、総人口が3,450人となると推計され、平成22年と比べて約450人（約11%）減少すると推計されています。
- 15歳未満の人口（比率）は、減少傾向が続き、平成22年の477人（12.2%）から平成37年には331人（9.6%）と、15年間で約150人（2.6ポイント）減少すると見込まれます。

■年齢3区分別人口推計



※平成22年の年齢区分別人口は国勢調査結果の年齢不詳を補正した人口。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



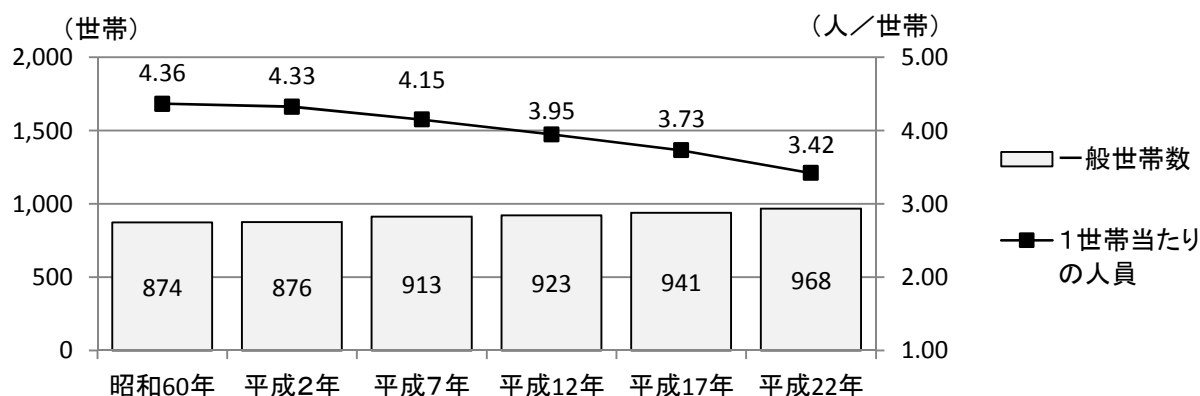
## 1-2 世帯の状況

### (1) 世帯の状況

#### ①一般世帯数の推移

- 一般世帯総数は増加傾向で、昭和60年から平成22年までの25年間で約100世帯増加しています。
- 一方、「1世帯当たりの人員」は減少を続けており、昭和60年には4.36人でしたが、平成12年に4人を下回り、平成22年には3.42人となっています。

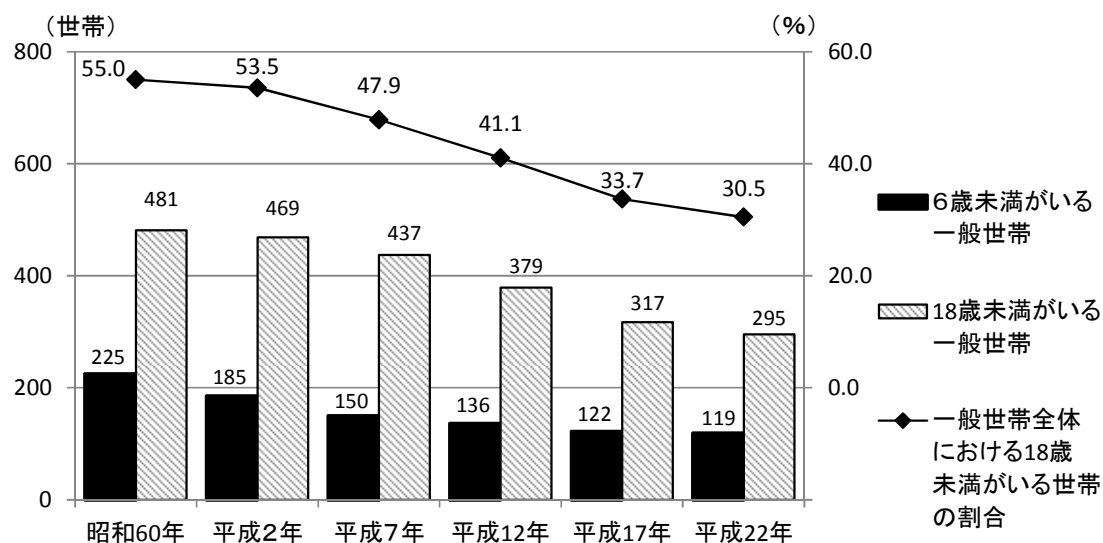
#### ■一般世帯数と平均世帯人員の推移



#### ②18歳未満がいる一般世帯数の推移

- 18歳未満がいる一般世帯についてみると、平成22年現在、「6歳未満がいる世帯」は119世帯、「18歳未満がいる世帯」は295世帯で、ともに減少傾向にあります。
- 一般世帯全体における「18歳未満がいる世帯」の割合は、昭和60年は55.0%でしたが、平成22年は30.5%に低下しています。

#### ■18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移



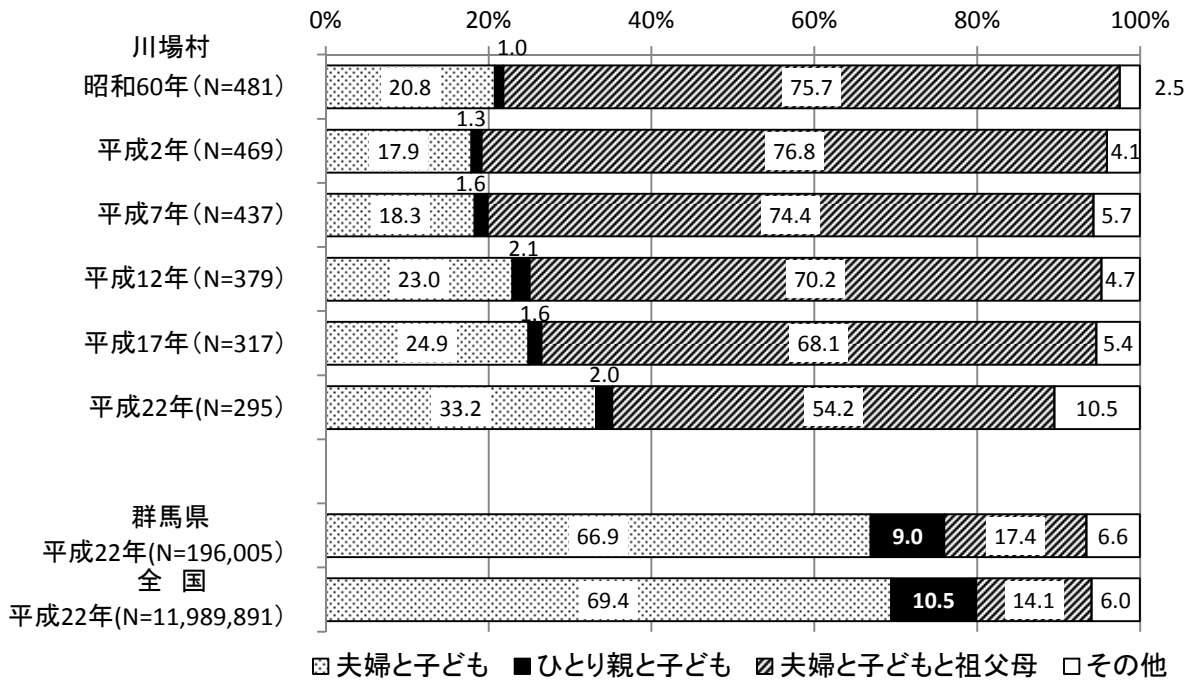
※18歳未満がいる一般世帯：6歳未満がいる一般世帯を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ③世帯類型の推移

- 18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、平成2年以降は、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子ども」の割合が増加しています。
- 「ひとり親と子ども」の割合は、昭和60年の1.0%と比べて高くなっているものの、2%前後で推移しています。また、群馬県平均（9.0%）、全国平均（10.5%）と比べても、低い割合です。

■世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）

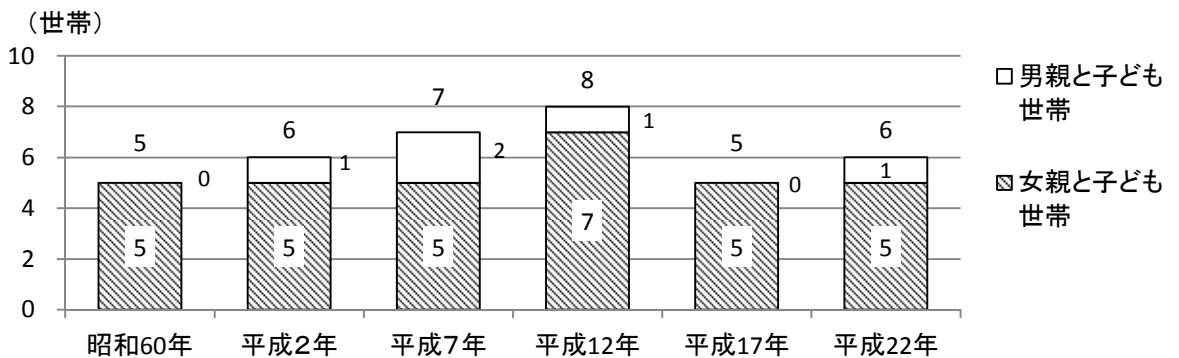


※「ひとり親と子ども」世帯：「女親（又は男親）と子どもから成る世帯」  
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ④ひとり親と子ども世帯の状況

- ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる世帯）の世帯数は、平成22年は「男親と子ども世帯」が1世帯、「女親と子ども世帯」が5世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移

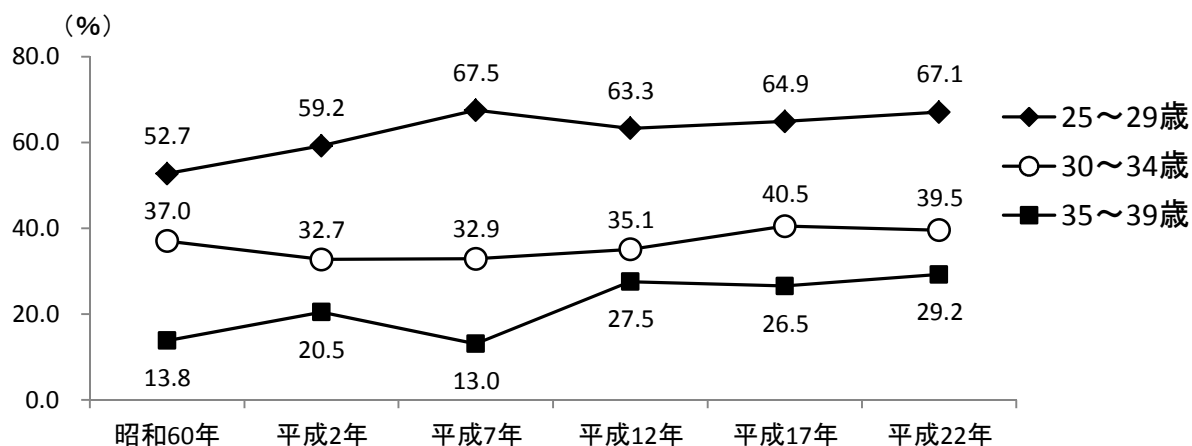


※男親（女親）と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む  
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

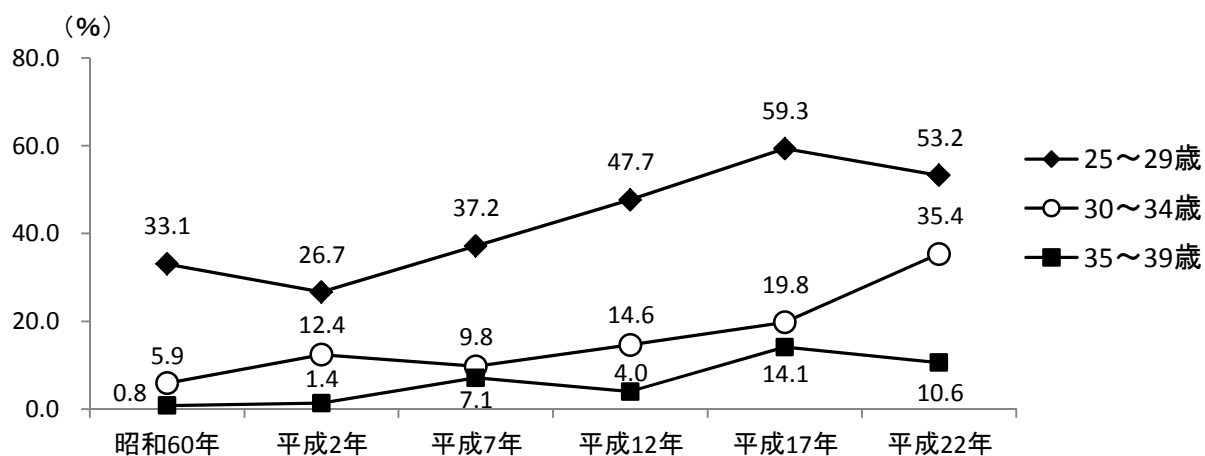
## (2) 未婚の状況

- ・少子化をもたらす背景の一つに晩婚・非婚化があげられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別みると、昭和60年では男性が13.8%、女性が0.8%でしたが、平成22年には男性が29.2%、女性が10.6%となっています。

■ 未婚率の推移 男性（25～39歳）



■ 未婚率の推移 女性（25～39歳）

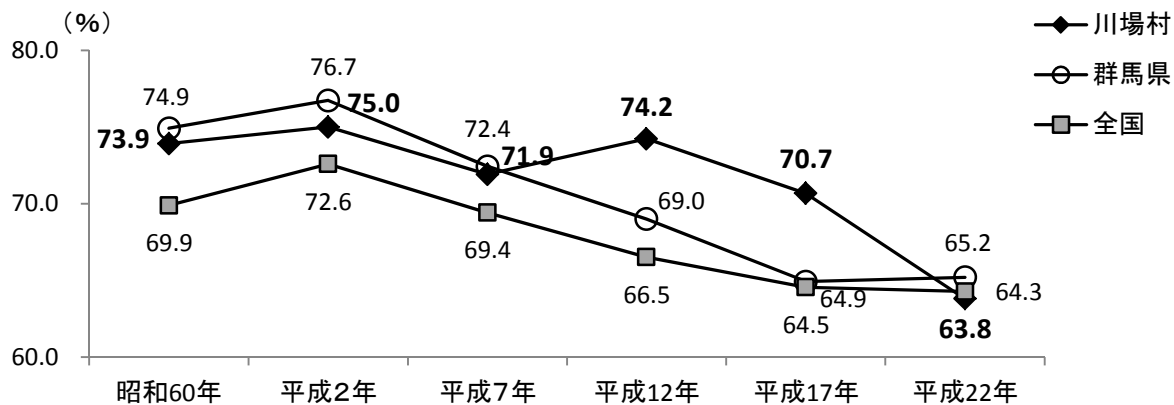


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

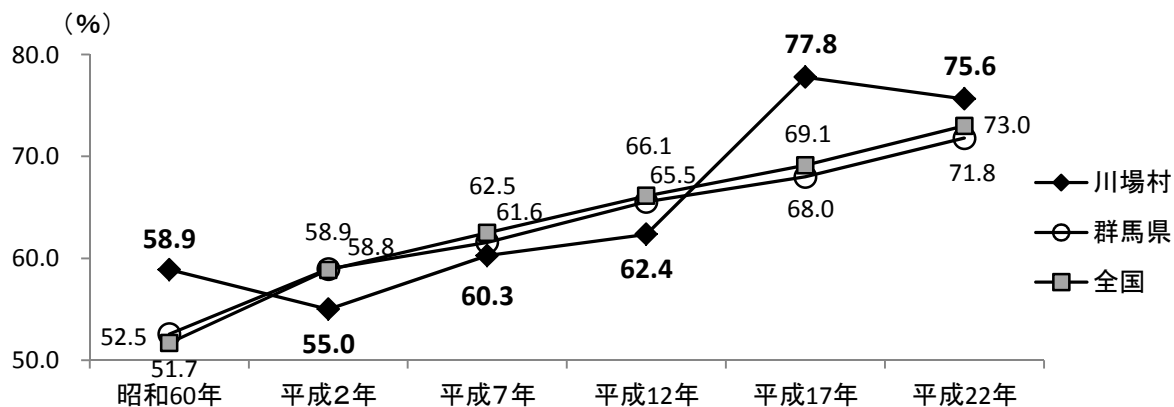
## 1-3 就労状況

・女性の就業率の推移をみると、25～29歳、30～34歳は増加傾向にある一方で、20～24歳は減少傾向にあります。

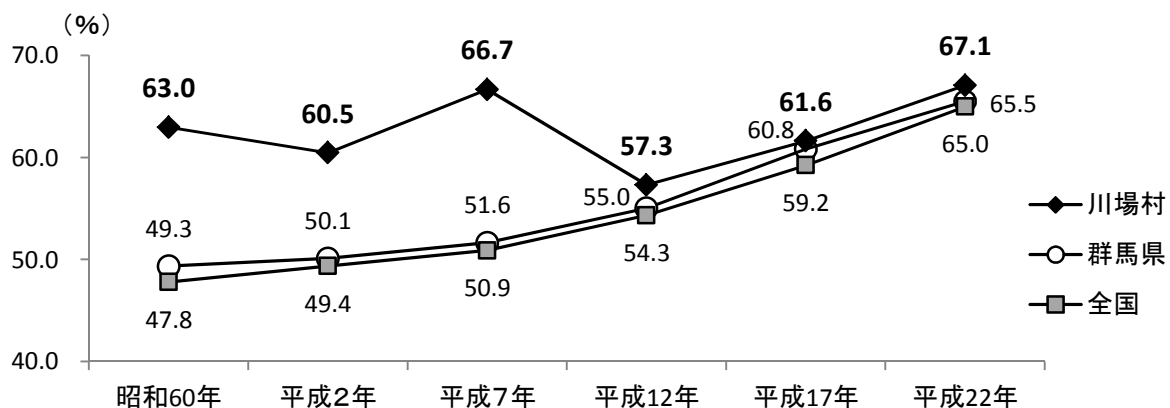
### ■女性就業率（20～24歳）



### ■女性就業率（25～29歳）



### ■女性就業率（30～34歳）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

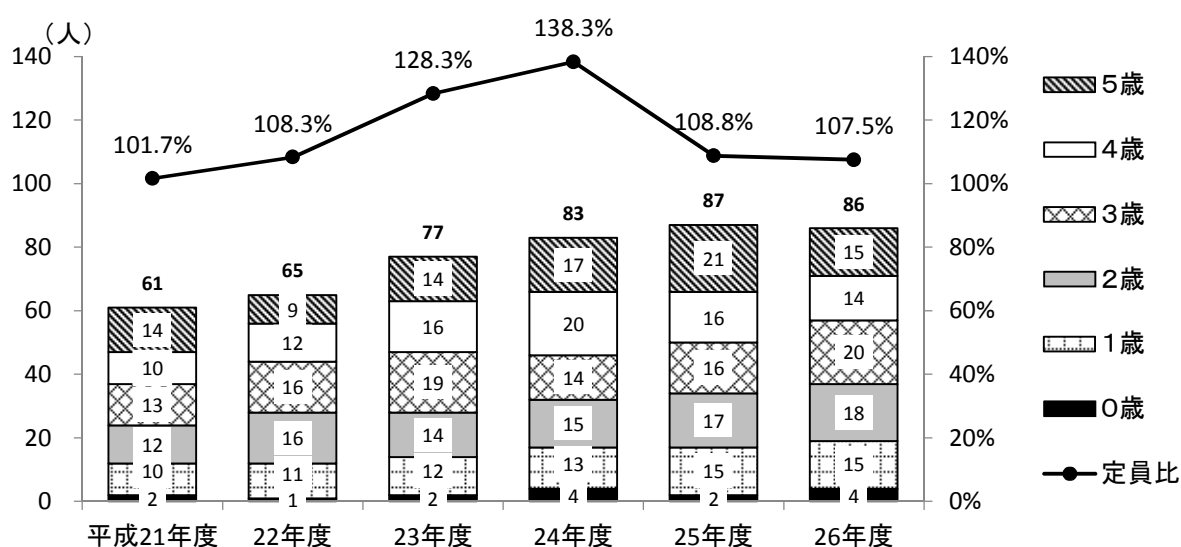
## 2 子ども・子育て支援事業の現状

### 2-1 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況

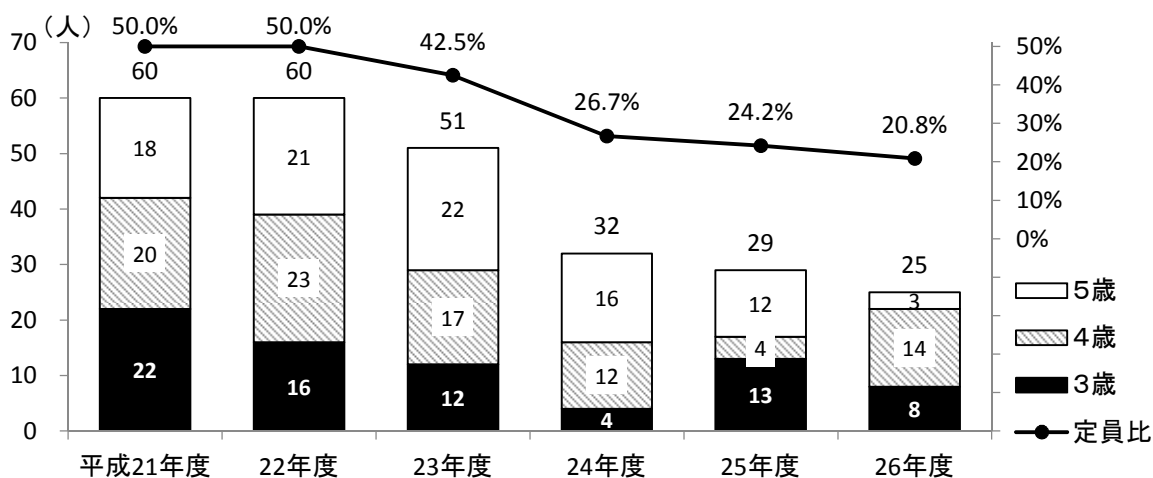
#### (1) 保育園・幼稚園

- ・保育園の利用者数は増加傾向にあり、平成25年に定員数を増やしていますが、定員を超えている状態が続いています。
- ・一方、幼稚園の利用者数は減少し続けており、平成21年度は60人でしたが、平成26年度は半数以下の25人となっています。

■ 保育園の利用状況の推移（各年5月現在）



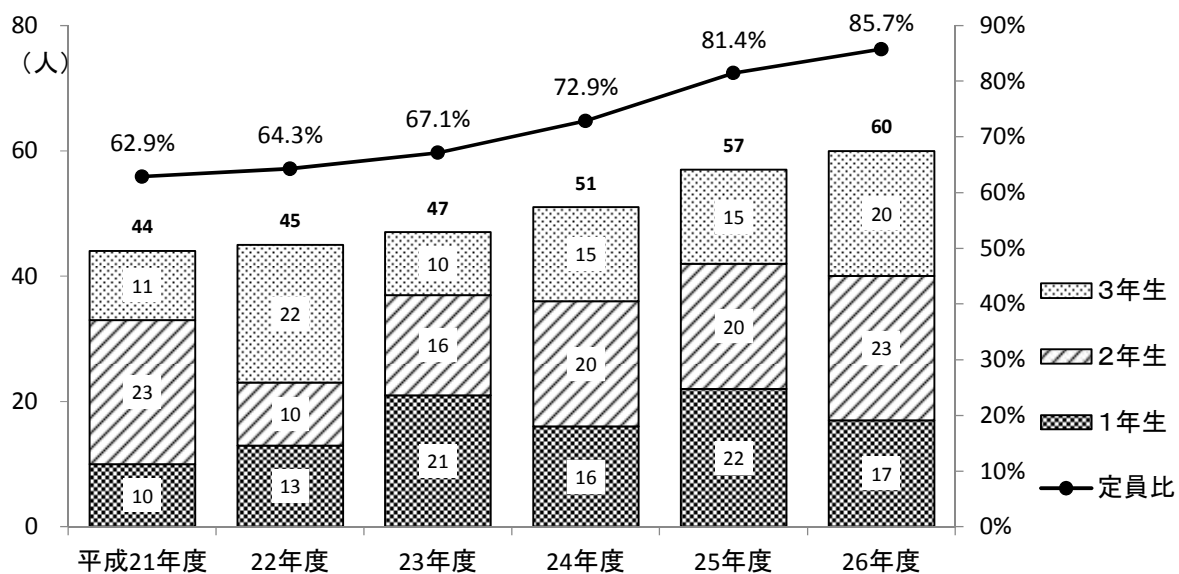
■ 幼稚園の利用状況の推移（各年5月現在）



## (2) 放課後児童クラブ

・放課後児童クラブの利用（登録）者数は、年々増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ（年度実績・人）

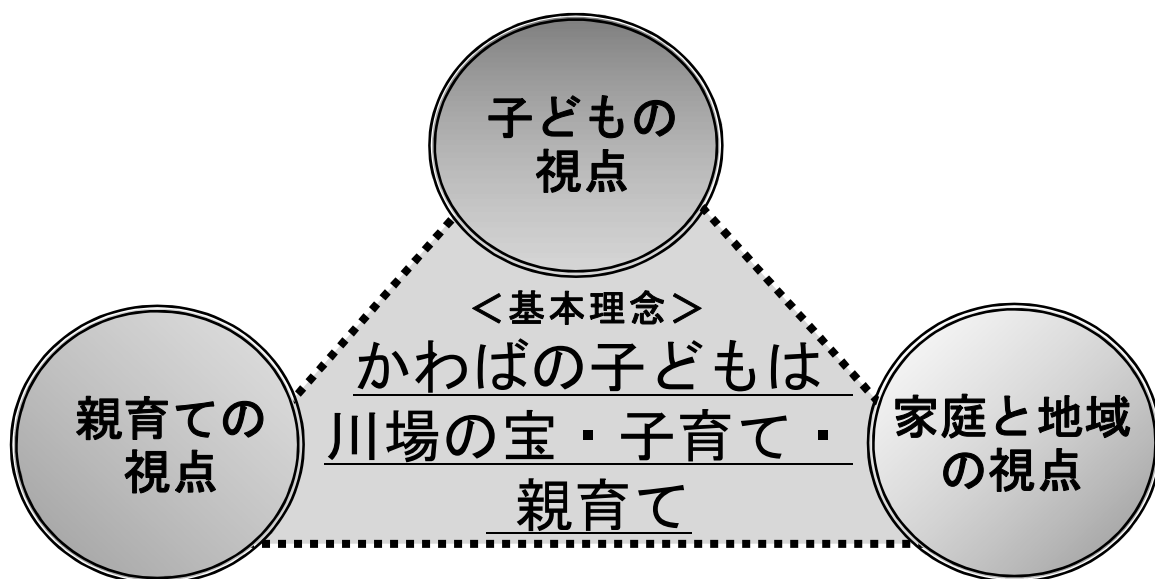


## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念・視点

子どもは未来からの預かりものです。次世代を生き担う子どもは川場村の宝物です。本村のすべての子どもが健やかに成長していくために、子どもを取り巻く環境を整えていきます。先ず家庭が自信と余裕をもって楽しく子育てできるように、地域社会の力で家庭の子育てを強化し、地域での子育てを推進していきます。

子ども・子育てに関する支援は、新制度になりますが、子育てをめぐる環境やこうした村の思いや考え方に大きな違いはないことから、次世代育成支援行動計画の理念を引き継ぐものとします。



#### 視点1：子どもの視点

子どもの感じ方・見方を尊重し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

#### 目標2：親育ての視点

子どもを養育するすべての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援するとともに、親になることの「こころ構え」など働きかけをしていきます。

#### 目標3：家庭と地域の視点

保護者が孤立することのないよう、地域の様々な社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

## 2 基本目標・体系

基本理念や3つの視点に基づき、次の5つの基本目標のもと、具体的な施策を展開していきます。

### 1. 地域における子育て支援の充実

すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供し、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

### 2. 教育環境の整備

保育園・幼稚園や、学校、家庭、地域等地域資源のネットワークにより、子どもを地域社会全体で育てていく観点から、地域の教育力を向上させます。また、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

### 3. 母子保健施策の充実

安心して出産し子育てができるよう、妊娠期からの一貫した支援体制を整え、すべての子どもが健やかに成長するために、様々な支援事業に取り組みます。

子どもを取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援を充実させ、更なる食育の推進強化を図ります。

### 4. 子ども・家庭の状況に応じた支援

児童虐待防止対策の推進を図り、地域ぐるみで支援を充実します。

また、障がいや発達遅れの早期発見や適切な療育のための支援を、関係機関と連携を図り充実させます。

### 5. 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住環境づくりや、子どもを危険から守るため、関係機関や地域と連携した活動に取り組んでいきます。



■施策の体系

基本目標	基本施策
1. 地域における子育て支援の充実	1-1 子育て支援サービスの充実
	1-2 子育てと仕事の両立支援の推進
	1-3 児童健全育成の推進
2. 教育環境の整備	2-1 教育環境等の整備
	2-3 地域の教育力の向上
3. 母子保健施策の充実	3-1 妊娠期からの継続した支援体制の整備
	3-2 母子保健事業の推進
	3-3 「食育」の推進
4. 子ども・家庭の状況に応じた支援	4-1 児童虐待防止対策の充実
	4-2 障がい児施策の充実
	4-3 子育て家庭に対する経済的支援
5. 子どもや子育て家庭を支える地域づくり	5-1 安心安全なむらづくり

# 第4章 子ども・子育て支援策の展開

## 1 地域における子育て支援の充実

### 1-1 子育て支援サービスの充実

### 1-2 子育てと仕事の両立支援の推進

### 1-3 児童健全育成の推進

## 1-1 子育て支援サービスの充実

### ■施策の方向性■

保護者同士の交流の場、世代間が交流できるふれあいの場、育児・保育の相談の場として、子育て支援サービスの充実を図ります。子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供します。

また、子育て教室や、やんちゃクラブ等を実施して、育児に関する知識の普及を図ったり、親同士の情報交換の場をつくり、仲間づくりを進めていきます。子育てに関する的確な内容の情報を取り入れていくためにも、ネットワークの充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
乳児家庭全戸訪問事業 ／健康福祉課	すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭には、適切なサービスを提供し、子どもが健やかに育つ環境整備を図ります。 【子ども・子育て関連事業 参照 P41】
療育支援家庭訪問事業 ／健康福祉課	養育支援が必要な家庭を把握し、その家庭のニーズに応じて、保健師や栄養士・相談員等が家庭訪問し、育児相談や支援等を行う事業です。各家庭における様々な養育支援に対応できるよう努めます。 【子ども・子育て関連事業 参照 P41】
子育て教室 ／健康福祉課	子育てに関する知識の普及と、不安の軽減、親子の交流を目的として、実施しています。今後も、幅広く周知し、多くの参加者を対象に実施していきます ・H25年度：年6回実施⇒H27年度以降：継続実施
やんちゃクラブ ／健康福祉課	親子の自由な集まりの場として、遊びとコミュニケーションをとおして、友だちの和を広げることを目的として実施しています。 ・H25年度：年12回実施 ⇒H27年度以降：継続実施
幼稚園ふれあい保育 ／教育委員会	未就園児に対し、幼稚園の施設開放を実施しています。在園児との交流や、保護者からの園職員への子育て相談を受ける等の子育て支援を行います。 ・H25年度：年6回実施⇒H27年度以降：継続実施
子育てサロン ／健康福祉課	民生委員による子育てサロンは、親子それぞれの交流や情報交換が図られ、世代間の交流にも発展しています。良きコミュニケーションの場として継続し、子育て相談も実施していきます。

事業名/担当課	取り組み内容
ファミリーサポートセンター ／健康福祉課	<p>本事業は、子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって、子育てを地域で支える活動ですが、会員規模によって事業運営が左右されるため、小規模自治体では対応が難しいのが現状です。地域で支えあう事業として、高齢者を含めた複合的な事業を検討していきます。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P44】</p>
子育ての相談支援 ／健康福祉課 教育委員会	<p>幼稚園・保育園では、両保護者を対象に、園の生活状況や道徳教育等の内容を掲載し情報提供を行っています。</p> <p>また、家庭訪問や個人面談等を実施し、保護者からの相談等に応じ、必要な情報提供を行っています。</p>
子育ての情報提供 ／健康福祉課	<p>子育てに必要な情報を、「広報かわば」や本村のホームページ等を有効的に活用し、積極的に提供します。また、全住民を対象に、子育ての社会化の必要性について意識啓発を図ります。</p>

## 1-2 子育てと仕事の両立支援の推進

### ■施策の方向性■

今後も子どもの最善の利益に配慮しながら、保護者の就労や社会参加などのための多様な保育ニーズに対応できるよう、保育内容を充実することとともに、サービスの質的向上を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
保育園の通常保育サービス ／健康福祉課	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分にふまえてサービスの提供体制を整備します。今後、保育ニーズは増えているものの少子化の影響も鑑み、体制を整えていきます。 【子ども・子育て関連事業 参照 P39】
延長保育 ／健康福祉課	延長保育サービスは、午後6時30分から7時まで行っています。延長保育時間は、ニーズにより対応したいと考えています。 【子ども・子育て関連事業 参照 P43】
低年齢児保育 ／健康福祉課	低年齢児保育については、6か月頃より対応しています。今後も、ニーズに応じ対応していきます。 【子ども・子育て関連事業 参照 P39】
障がい児保育 ／健康福祉課	障がい児・発達の遅れのある乳幼児については、障がいの程度によりできる限り対応していきます。
一時保育・病児病後児保育 ／健康福祉課	本村においては、現在実施していませんが、今後、ニーズは高まる予測されることから、近隣市町村と連携しながら検討していきます。 【子ども・子育て関連事業 参照 P42】
幼稚園の預かり保育 ／教育委員会	幼稚園において、幼児教育に関する日常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う事業を行っています。 【子ども・子育て関連事業 参照 P42】
放課後児童健全育成事業（学童保育） ／健康福祉課	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、小学校全学年児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。 今後は、保育ニーズに応じ、開所日数・開所時間等の拡充を図ります。 【子ども・子育て関連事業 参照 P43】
育児休業制度の普及・定着 ／総務課	国や県と連携し、広報やホームページなどを活用し、育児休業制度の周知と男性の育児休業制度の取得向上について啓発を図ります。
ワークライフバランスのPR等 ／総務課	広報やホームページなどを活用し、長時間労働の抑制と年次休暇の取得促進、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。

## 1-3 児童健全育成の推進

### ■施策の方向性■

本村には、子どもの学びや地域住民の活動拠点として、文化会館、保健センター、学校、世田谷区民健康村関連施設、スポーツ交流施設などあります。これらの社会資源を有効活用し、体験活動など子どもたちが集い、交流する機会の充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
放課後児童クラブ ／健康福祉課	放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子ども教室の活動の連携を図ります。 【子ども・子育て関連事業 参照 P43】
放課後子ども教室 ／教育委員会	保護者の就労の状況に関わらず、すべての児童を対象とし、放課後の時間に地域の大人と過ごしなが、交流や遊び等を提供しています。
放課後・週末の居場所づくり ／教育委員会	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。週末実施の川場村ふれあい学習(思いっきり探検隊)についても充実を図ります。 今後も、児童の活動を地域ぐるみで支え、既存の施設を活用し、ニーズに応じた活動の推進を図ります。
団体連携の児童健全育成 ／教育委員会	今後も、地域ボランティアグループ等が、地域、そして広域での子育て支援を行い活動します。他にも様々な団体の協力・連携のもと、既存の公共施設を利用したイベントや交流活動等を行い、児童健全育成を推進していきます。
児童委員の児童健全育成 ／健康福祉課	児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。児童委員・主任児童委員の子育て家庭への訪問の強化を図り、関係機関との連携を取り、児童虐待の防止、子育て相談等の支援を進めていきます。

## 2 教育環境の整備

### 2-1 教育環境等の整備

### 2-2 地域の教育力の向上

## 2-1 教育環境の整備

### ■施策の方向性■

家庭教育力の向上を促進するとともに、幼稚園の教育内容の充実、幼稚園・保育園の地域開放、幼稚園・保育園・小学校の連携などを図ります。

子どもの「生きる力」を育成していくためには、学校教育において地域や保護者との信頼関係に基づく、開かれた教育活動を進めていきます。

小・中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあう機会を広げるための取り組みが必要です。次代の担い手である子どもたちが、たくましく心豊かに成長できるよう、教育環境の整備を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
幼・保・小・中の連携推進 ／健康福祉課 教育委員会	幼児・児童・生徒間の交流や、教職員間の共通理解により、小・中学校への円滑な移行に努めます。また、英語教育・道徳教育・交流学习の推進等、積極的に取り組みます。
認定こども園の整備 ／健康福祉課 教育委員会	幼保一元化によりに幼児期の保育・教育環境の充実を図るため、平成 28 年度から認定こども園を開園し、平成 30 年度からは現在の幼稚園と保育園が一体となった運営を行います。 【子ども・子育て関連事業 参照 P39】
確かな学力向上 ／教育委員会	基本教科を中心に、少人数指導やTT指導などのきめ細やかな指導を行い、学習効果を高め、基礎学力を向上させる体制づくりを継続して行います。
学社融合事業 ／教育委員会	地域の伝統や文化を伝えたり、基礎学力の向上や情操を培う等、活力ある学校づくりを推進していきます。 特に、英語教育の推進においては、幼稚園、小・中学校においてALTによる英語指導の継続を推進していきます。中学生国際交流事業では、国際感覚を習得できるよう継続実施します。
道徳教育の充実 ／教育委員会	小・中学生と高齢者との交流・老人保健施設への訪問、幼稚園への訪問等のふれあい体験を通し、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。
体験活動の推進 ／教育委員会	小・中学校において「総合的な学習の時間」を活用し、農業体験・高齢者との交流等、様々な地域ふれあい体験学習を行っています。職場体験のチャレンジウィークを今後も継続実施します。地域と学校教育が連携し、多様な体験活動を展開していきます。
ネットワークの形成 ／教育委員会	学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、情報交換・少年非行の問題等対応するネットワークづくりの充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
スポーツ環境の充実 ／教育委員会	スポーツ少年団が団体活動をしており、各種大会行事等で活躍しています。今後も、地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者の育成を図るとともに、学校におけるスポーツ環境全般を充実させます。
健康教育の推進 ／教育委員会	心身の健康の保持増進については、学校保健委員会で、必要な知識や適切な生活習慣を身に付けさせるための健康指導を行い、子どもたちへの教育の充実を図ります。
思春期保健対策の推進 ／教育委員会	思春期保健対策の推進に関する学校保健との連携について、生活習慣の改善や思春期保健などの幅広い活動の展開が必要です。性教育や性感染症予防の授業を実施し、必要性があれば小・中学生とその親を対象とした思春期講演会、学習会等を開催していきます。
次代の親の育成 ／教育委員会	道徳や総合的な学習の時間を充実し、生命を尊重する心を育てます。将来、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生み育てることの意義に関して学び、乳幼児とふれあい学習を継続実施します。

## 2-2 地域の教育力の向上

### ■施策の方向性■

地域活動の活性化により、交流や体験活動の機会の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促進していきます。様々な体験学習、世代間交流に積極的に取り組んでいるため、地域の教育力が活かされています。子どもを、地域社会全体で育てていく観点から、学校・家庭・地域の連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高める取り組みを進めていきます。

事業名/担当課	取り組み内容
体験活動の充実 ／教育委員会	ふれあい学習「週末体験」では、地域の皆さんや関係機関等の協力によって、森林など豊かな自然環境等、地域の教育資源を活用した多様な体験活動の継続と充実を図ります。
スポーツ環境の整備 ／教育委員会	地域スポーツについて、スポーツ指導者の育成を推進します。子どもたちの多様なスポーツニーズに応え、軽スポーツやニュースポーツ等取り入れ、スポーツ環境整備を図ります。
世代間交流の推進 ／教育委員会	地域の教育力の向上を図るため、世代間交流事業に積極的に取り組み、今後も地域に根ざし開かれた学校を目指します。

### 3 母子保健の充実

#### 3-1 妊娠期からの継続した支援体制の整備

#### 3-2 母子保健事業の推進

#### 3-3 食育の推進

### 3-1 妊娠期からの継続した支援体制の整備

#### ■施策の方向性■

妊娠期の不安は、その後の子育てにも大きな影響を及ぼすため、それぞれの家庭が抱えている不安や悩みを把握し、その軽減を図り、安心して出産し子育てができるような、妊娠期から一貫した相談支援体制の充実を図ります。

すべての妊婦がより安全で安心な出産を迎えることができるよう、妊婦公費負担制度等を広く周知したり、子どもを望む夫婦のために、経済的・精神的な支援を行います。

事業名/担当課	取り組み内容
妊婦一般健康診査／健康福祉課	より安全で安心な出産を迎えるために、公費負担により、14回の健康診査を実施します。 【子ども・子育て関連事業 参照 P41】
妊婦支援相談事業／健康福祉課	母子健康手帳交付時に、保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合は、家庭訪問等により、継続的に支援します。
妊婦訪問／健康福祉課	母子保健推進員による妊婦訪問を実施し、家庭内の状況を把握し、今後の子育てが順調に行えるように家族全体への働きかけを行います。また、結果報告より、必要な場合は保健師等が訪問します。
不妊治療支援事業／健康福祉課	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療費に係わる費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図っています。 H22年度より開始。今後も継続します。



## 3-2 母子保健事業の推進

### ■施策の方向性■

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもの健康や子育てに対する親の不安も多岐に及びます。様々な不安の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
乳幼児健診 ／健康福祉課	4・7・12 か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を実施し、「疾病や障がいの早期発見」・「健全な発育・発達の促進」・「育児不安の軽減」を図ります。また、未受診者は、様々な問題を抱えていることも考慮し、状況確認や受診のすすめを行います。 ・H25 年度:受診率 乳児健診 97.7% 1歳6か月児健診 96.2% 3歳児健診 96.0%
フッ素塗布事業 ／健康福祉課	う歯予防対策として、1歳6か月児健診・2歳児歯科検診・2歳6か月児歯科検診・3歳児健診において、フッ素塗布を実施しています。フッ素塗布と併せて、ブラッシング指導や栄養指導も実施し、う歯保有率の減少を目指します。 ・H25 年度:う歯保有率 1歳6か月児健診 0.0% 2歳児健診 7.1% 2歳6か月児健診 7.7% 3歳児健診 16.7%
新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問事業) ／健康福祉課	育児に対する正しい意識の普及と、疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、保健師による訪問指導を行います。産後の健康管理を含め、母親の精神面の支援も行います。 ・H25 年度:訪問率 100% 【子ども・子育て関連事業 参照 P41】
母子健康相談 ／健康福祉課	妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親の精神的不安の軽減を図り、楽しく子育てができるように援助します。 ・H25 年度:月 1 回実施
子どもの事故予防 ／健康福祉課	子どもの家庭内における事故防止や心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及に努めます。 ・H25 年度:事故経験有りの割合(健診時アンケートより) 1歳6か月健診 4.0% 3歳児健診 4.2%
予防接種の推進 ／健康福祉課	乳幼児を対象に、予防接種法に基づく予防接種の早期接種をすすめます。その他の予防接種に関しても適切な情報を提供し、助言援助していきます。 ・H25 年度:麻疹風しん予防接種第2期 接種率 100%
小児医療の充実 ／健康福祉課	小児医療の診療体制や緊急時の対応等、広域的な医療体制づくりに向け、働きかけを強化していきます。 ・H25 年度:週4日に拡大 夜間小児救急診療(沼田利根医師会)

### 3-3 食育の推進

#### ■施策の方向性■

妊産婦等を対象とした事業から乳幼児期、学童期を対象として実施し、地域と子どもたちをつなぎ、世代を超えた食育を推進します。

事業名/担当課	取り組み内容
妊産婦栄養相談 ／健康福祉課	母子健康手帳交付時の栄養相談やモグモグ教室での栄養相談を実施します。窓口相談を徹底し、教室参加を促進します。
乳幼児健診栄養相談 ／健康福祉課	4・7・12 か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診において、月齢や年齢、発達に応じた個別栄養相談を実施します。
乳幼児期対象の教室 ／健康福祉課	離乳食講習会、モグモグ教室、子育て教室、ぱっくん食育教室等で、試食の提供や調理実習、食育講話を実施します。 また、必要に応じ、栄養相談を実施します。参加対象の拡大、内容の充実を図ります。
学童期の教室 ／健康福祉課	おやこ食育教室、調理実習、食育講話を実施します。参加対象の拡大、内容の充実を図ります。
食育の実践 ／健康福祉課	教育・農政・保健分野で連携を図り、5歳児の食育教室や、小学校の総合学習等で食育を実践します。対象の拡大、内容の充実を図ります。
小児生活習慣病予防 対策(子どもの健診) ／健康福祉課	健康栄養調査の実施、事後指導での栄養指導、栄養教育を継続実施します。個人の健康増進に役立てるとともに、地域全体での食育推進に役立てます。

## 4 子ども・家庭の状況に応じた支援

### 4-1 児童虐待防止対策の充実

### 4-2 障がい児施策の充実

### 4-3 子育て家庭に対する経済的支援

## 4-1 児童虐待防止対策の充実

### ■施策の方向性■

児童虐待問題の啓発活動を強化し、住民への児童虐待への関心や意識が高まるよう充実を図ります。本村では、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止に努めています。家庭、地域、行政や関係機関等との連携を強化し、情報の共有化を図る中で、共通認識に立った支援体制を整えています。

今後も、子育て中の保護者が、子育てにストレスを溜めないような環境づくり、悩みを気軽に相談でき、適切な指導が行える体制づくりに努めていきます。

事業名/担当課	取り組み内容
児童相談事業 ／健康福祉課	児童相談の充実を図るため、児童相談専用電話を設置しています。
要保護児童対策地域協議会の充実 ／健康福祉課	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関や関係団体等と連携し、児童福祉の充実を図ります。情報の共有化を図り、共通認識に立った支援体制を継続していきます。
虐待通告義務の広報 ／健康福祉課	虐待発見者の通告義務について、保育園、幼稚園、学校等の児童施設を含め、広く住民に周知し、虐待の早期発見に努めます。

## 4-2 障がい児施策の充実

### ■施策の方向性■

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもの支援を行う上で、とても重要となってくるのは、関係機関との連携です。一貫した支援を行うためにも関係機関での協力体制を整えます。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、切れ目のない支援と、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
健診体制の強化 ／健康福祉課	乳幼児健診や就学時健診及び学校における健康診断では、発育面での異常の早期発見とともに、発達障がい等の発見のための体制の強化を図ります。 ・H23 年度より幼児健診に専門職を配置
相談体制の充実 ／健康福祉課	保健師の相談に加え、専門職による発達相談も開始し、保護者に対する助言指導等の相談体制の充実を図っています。保護者の意見を尊重しながら、適切な情報提供を心がけます。 ・H24 年度より、専門職による発達相談(にっこりタイム)を開始
指導教室の実施 ／健康福祉課	発達の心配がある子どもを対象に、専門職による運動・言語発達等の発達を促す遊びを中心とした集団指導教室は県の事業を活用しています。村での実施についても検討していきます。
関係機関との連携強化 ／健康福祉課 教育委員会	保育園・幼稚園・小中学校・教育委員会と情報交換会を行うなど連携を強化し、一貫した支援が行えるようにしています。また、必要に応じて県の専門的技術支援を受け、障がいの知識の普及や適切な対応に関する助言や指導を行います。
幼稚園・保育園・学童保育の受け入れ ／健康福祉課 教育委員会	幼稚園や保育園・学童保育において、障がい児等の受け入れ体制を整え、障がいの程度によって対応していきます。障がい児保育について、助成措置を行っています。また、職員の研修を通じて障がい児への理解を深め、関係機関と連携を図りながら推進していきます。

## 4-3 子育て家庭に対する経済的支援

### ■施策の方向性■

子育て家庭にとって、養育費や教育費、医療費などの負担はますます大きく、経済的な支援を望む声が高まっており、経済的負担感の軽減を実感できる支援が望まれています。子育て家庭に対する経済的負担感の軽減のため、制度等を周知し、対象者の利用促進を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
子育て支援金 ／健康福祉課	平成 23 年度より子育て家庭の支援事業として実施しています。今後も継続して実施します。 出生時 第1子:100,000 円 第2子:200,000 円 第3子以降 300,000 円 小中学校入学時 50,000 円
定期券購入費補助 ／むらづくり振興課	高等学校等に通学する川場バス定期券の購入費を半額補助しています。
子どもの医療費無料化 ／健康福祉課	群馬県内全市町村で、中学生まで医療費の無料化を実施しています。

## 5 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

### 5-1 安心・安全なむらづくり

#### 5-1 安心・安全なむらづくり

##### ■施策の方向性■

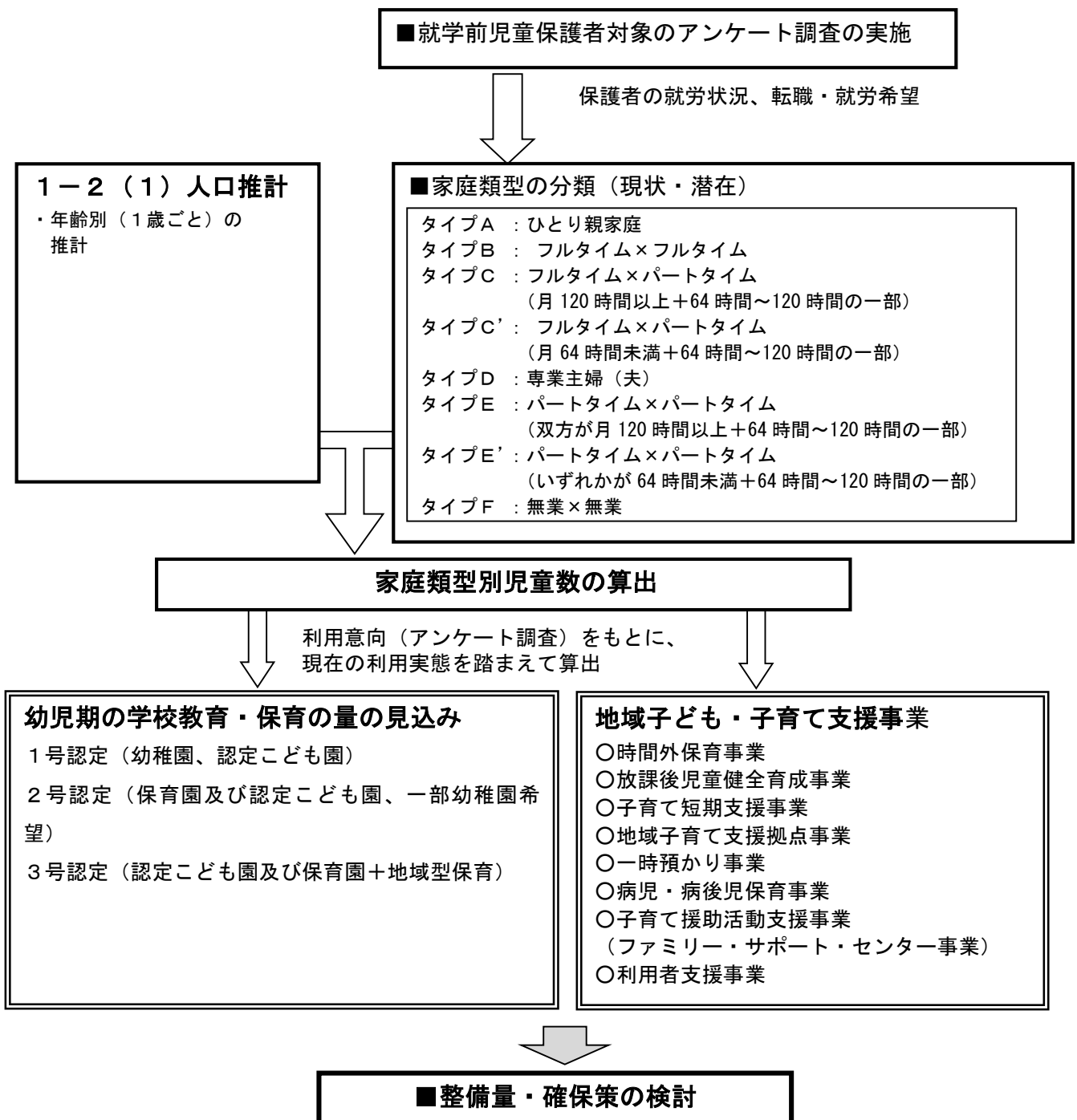
事業名/担当課	取り組み内容
通学路の整備 ／田園整備課	子どもたちの安全な登下校を確保するために、通学路の歩道を重点的に整備し、安全確保を推進します。 また、冬期間の積雪・凍結対策として、登下校時間前までの除雪・砂まきを、関係機関の協力を得て継続します。
歩行エリアの確保 ／総務課 教育委員会	交通指導員、PTAによる登下校時における横断歩道の安全誘導を継続して行います。 また、通学路における防犯灯の設置を継続して推進します。
交通安全の推進 ／総務課	子どもの交通安全を確保するためにも、運転者の交通マナーアップが必要で、大人も含めた「交通安全」の啓発活動に努めます。 また、幼稚園、小・中学生とも、学級活動を活用して交通安全教室を行っています。今後も、沼田警察署との連携を取り、わかりやすい交通安全教室を継続して推進していきます。
犯罪等に関する情報提供 ／総務課	犯罪防止のためのパンフレット配布、街頭啓発などにより、犯罪抑止に努めます。
防犯教育の充実 ／教育委員会	学校教育において、子どもが自ら身を守ることができるよう防犯知識の習熟に努めます。

# 第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

## 1 事業量推計

### 1-1 推計の流れ

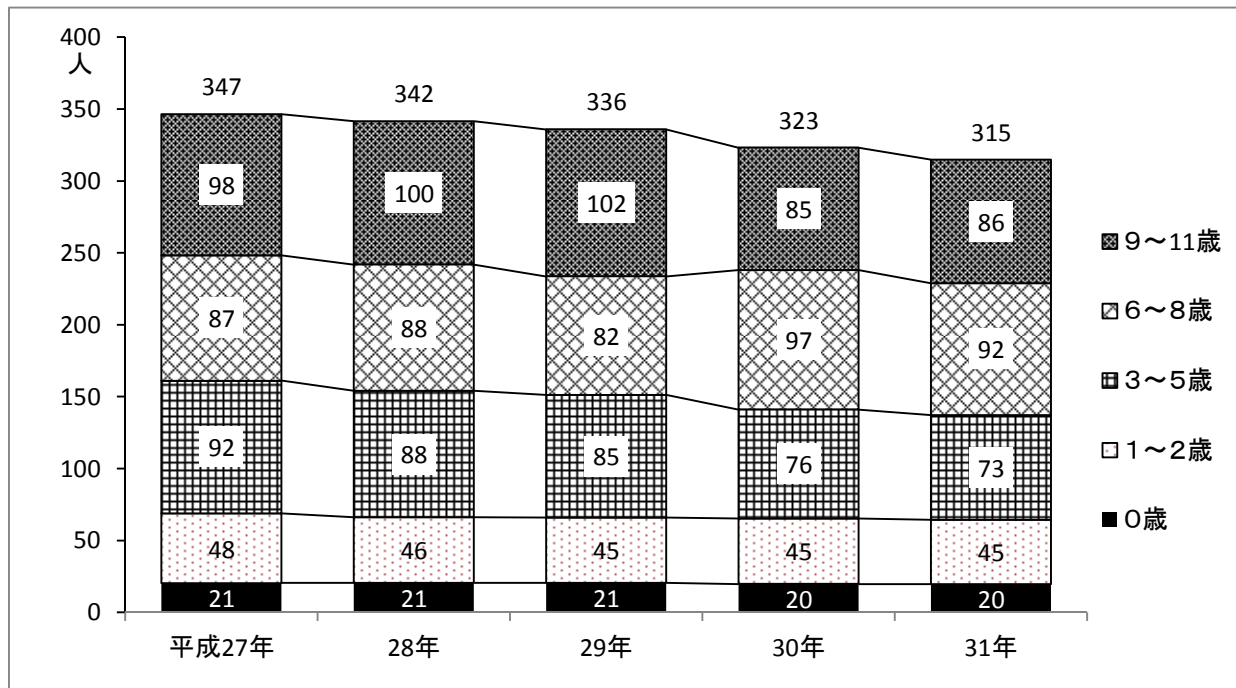
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、平成25年度に実施したアンケート調査結果（意向）をもとに次の手順で推計しました。



## 1-2 児童人口・家庭類型別児童数の推計

### (1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、平成26～31年の児童人口を予測しました。



(単位: 人)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	21	21	21	20	20
1歳	22	22	22	22	22
2歳	26	23	23	23	23
3歳	32	26	23	23	23
4歳	28	34	28	25	25
5歳	32	28	34	28	25
6歳	20	34	29	35	28
7歳	34	20	33	29	35
8歳	32	34	20	33	28
9歳	38	33	34	20	33
10歳	31	37	32	34	20
11歳	30	30	36	31	33

※小数点以下を四捨五入して表示しているため、グラフの合計値を一致しない場合があります。

■潜在的な家庭類型（比率）

家庭類型	現 在			
	計	0歳	1～2歳	3～5歳
タイプA	2.9%	0.0%	1.9%	3.6%
タイプB	32.3%	38.1%	35.5%	30.7%
タイプC	22.4%	7.1%	11.2%	27.4%
タイプC'	8.0%	4.8%	4.7%	9.3%
タイプD	34.0%	50.0%	46.7%	28.5%
タイプE	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプE'	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.4%	0.0%	0.0%	0.5%

潜 在			
計	0歳	1～2歳	3～5歳
2.9%	0.0%	1.9%	3.6%
35.8%	40.5%	36.4%	35.1%
20.4%	9.5%	14.0%	23.6%
13.8%	9.5%	14.0%	14.2%
26.7%	40.5%	33.6%	23.0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.4%	0.0%	0.0%	0.5%

■家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)</li> <li>・タイプD：専業主婦(夫)</li> <li>・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満 +下限時間～120時間の一部)</li> <li>・タイプF：無業×無業</li> </ul>	<p>1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) &lt;専業主婦家庭、就労時間短家庭&gt;</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプA：ひとり親家庭</li> <li>・タイプB：フルタイム×フルタイム</li> <li>・タイプC：フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間～120時間の一部)</li> <li>・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上 +下限時間～120時間の一部)</li> </ul>	<p>2 保育認定② (認定こども園及び保育園)</p> <p>3 保育認定③ (認定こども園及び保育園+地域型保育)</p>
<p>↓</p> <p>※ただし現在幼稚園利用</p> <p>→</p>	<p>2 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)</p>



## (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

計画期間における量の見込みは以下のとおりとします。

### ■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

区分	実数	推 計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児童数(5歳未満)	163	161 人	154 人	151 人	141 人	138 人
3～5歳児	83	92 人	88 人	85 人	76 人	73 人
0～2歳児	80	69 人	66 人	66 人	65 人	65 人
0歳児	23	21 人	21 人	21 人	20 人	20 人
1・2歳児	57	48 人	45 人	45 人	45 人	45 人
1号認定(3～5歳児)	—	28 人	26 人	25 人	22 人	22 人
2号認定(3～5歳児)	—	64 人	62 人	60 人	54 人	51 人
3号認定	0歳児	—	7 人	7 人	7 人	7 人
	1・2歳児	—	32 人	30 人	30 人	30 人
	計	—	39 人	37 人	37 人	37 人

区 分	対象者	利用サービス
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 地域型保育

## 2 提供体制の確保の内容

### 2-1 教育・保育提供区域について

#### (1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載が必要です。

#### (2) 区域設定

本村では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、川場村全域とすることにします。

### 2-2 子どものための教育・保育給付

村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育園	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
幼稚園型認定こども園		
保育所型認定こども園		
地方裁量型認定こども園		
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

## (1) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

### 【確保の内容】

- ・1号認定は25人程度、2号認定（幼稚園希望者を含む）は60人程度で推移すると想定されます。また、3号認定は40人程度で推移する見込みです。
- ・平成28年度から認定こども園（3歳以上80人、0～2歳30人）へ移行します。

#### ■ 3歳以上（1号認定・2号認定）

区分		計 画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定+2号認定(幼稚園希望)	38人	36人	35人	29人	27人
	2号認定(保育園希望)	54人	52人	50人	47人	46人
	計(3～5歳児人口)	92人	88人	85人	76人	73人
確保方策	幼稚園	120人	120人	120人	—	—
	保育園	50人	—	—	—	—
	認定こども園	—	80人	80人	80人	80人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	170人	200人	200人	80人	80人

#### ■ 3歳未満（3号認定）

区分		計 画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0歳児	7人	7人	7人	7人	7人
	1・2歳児	32人	30人	30人	30人	30人
	合計	39人	38人	38人	37人	37人
確保方策	保育園	40人	—	—	—	—
	認定こども園	—	40人	40人	40人	40人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	40人	40人	40人	40人	40人

#### ■ 保育園・幼稚園から認定こども園への移行

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園	最終募集	3～5歳児 在園	4～5歳児 在園	5歳児在園 H30.3卒園	—	—
保育園	→	→	移行			
認定こども園		募集開始 1・2号認定対象	開園	→	→	→

## 2-3 地域子ども・子育て支援事業の提供

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦一時預かり
- ⑧病児病後児保育事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑪ファミリー・サポート・センター事業

#### ①利用者支援

- ・子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う、新制度に基づく新規事業です。
- ・本村は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも村の担当課窓口において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。

#### ②地域子育て支援拠点事業

- ・公共施設や保育園等地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- ・本村では、地域子育て支援センター事業は未実施ですが、民生委員による子育てサロンを月1回開催しています。今後、開催日数等を検討していきます。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延利用者数)	365 人	342 人	342 人	341 人	338 人	333 人
実施か所数	-	当面、子育てサロンとして実施				

### ③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

- ・妊婦が定期的に行う健診費用を村が助成する事業です。
- ・対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、21人程度で推移すると想定されます。
- ・妊婦健康診査は、実施体制を確保しつつ、100%の実施を目指します。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量(対象者数)	18人	21人	21人	21人	20人	20人
確保方策(実施体制)		県内医療機関にて実施				

### ④乳児家庭全戸訪問事業

- ・子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。
- ・対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、21人程度で推移すると想定されます。
- ・全戸の訪問（100%）を目指します。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量(対象者数)	19人	21人	21人	21人	20人	20人
確保方策	100%	対象者全員に対して実施体制を確保				

### ⑤養育支援訪問事業等

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。
- ・本村では、当面、本事業としては実施しませんが、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。

### ⑥子育て短期支援事業

- ・子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。
- ・アンケート調査の希望はありませんでしたが、本村単独で実施が困難であることから、ニーズをふまえながら、近隣市町村との連携を図り、提供体制について検討していきます。

### ⑦一時預かり事業

- ・一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。
- ・幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、アンケート調査結果をもとに算出すると延 1,700 人程度が見込まれますが、延 1,800 人の提供が可能です。認定こども園移行後も、更なる充実を目指します。
- ・本村では、在園児以外に対する一時預かりは実施しておりませんが、アンケート調査にもとに算出すると、延 200 人程度の利用意向が見込まれます。住民同士の互助組織のファミリー・サポート・センター等、他の事業や、子どもだけでなく、高齢者等も含めて、複合的な支援策を検討していきます。

#### ■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量見込み(延人数)	1714 人	1,736 人	1,655 人	1,607 人	1,424 人	1,371 人
1号認定	/	1,273 人	1,214 人	1,178 人	1,045 人	1,005 人
2号認定		462 人	441 人	428 人	380 人	365 人
確保方策(提供量)		1,800 人	1,800 人	1,800 人	1,800 人	1,800 人

#### ■主に3歳未満の在宅児童等

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量見込み(延人数)	—	211 人日	202 人日	198 人日	185 人日	180 人日

### ⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

- ・病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。
- ・アンケート調査では、ニーズが高いサービスである一方、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答も多くみられました。また、病児保育は、定期的な利用ではなく、日々、季節等の変動も大きいのも特徴です。
- ・本村単独で実施が困難であることから、ニーズをふまえながら、近隣市町村や医療機関との連携を図り、提供体制について検討していきます。

	計 画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量見込み(延べ日数)	38 人日	37 人日	36 人日	33 人日	33 人日

### ⑨時間外保育事業（延長保育事業）

- ・ 保育園利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本村の場合、18時30分～19時までの保育を実施しています。
- ・ 児童数が減少する一方で、保護者の就労形態の多様化により、延長保育ニーズは30人程度で推移すると見込まれます。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(実人数)		32 人	34 人	33 人	32 人	30 人	29 人
確保方策	提供量	—	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	実施園数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### ⑩放課後児童クラブ・放課後子ども教室

- ・ 主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。
- ・ 近年の利用状況は増加傾向にあり80人程度で推移しています。引き続き、80人程度（低学年60人程度、高学年20人程度）で推移することが予想されます。
- ・ これらのニーズに対し、現在の定員（87人）で対応可能です。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量見込み		75 人	81 人	81 人	78 人	84 人	81 人
	低学年	57 人	59 人	59 人	56 人	65 人	62 人
	高学年	18 人	21 人	22 人	22 人	18 人	19 人
確保策(定員)			87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
	低学年	人	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
	高学年	人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
クラブ数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

- ・ 放課後子ども教室は、保護者の就労の状況に関わらずすべての児童を対象とし、放課後の時間に地域の大人と過ごしなが、交流や遊び等を提供する事業です。

#### ■放課後子ども教室

		計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	放課後児童クラブと一体的に実施	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	放課後児童クラブと連携して実施	—	—	—	—	—

### ⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
- アンケート調査では、小学生の放課後の時間帯の利用希望はありませんでした。
- ファミリー・サポート・センター事業は、住民同士の互助組織として有効な事業です。一方で、援助や支援を行うマンパワーの確保が不可欠です。また、高齢化が進む中で、ゴミだしや買い物など買い物支援など、地域の助け合いが不可欠となっていることから、高齢者等も含めて複合的な支援策を検討していきます。



## 2-4 子ども・子育て支援策に関するその他の推進方策

---

### (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

### (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

### (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

### (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、村民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

---

---

## 資料編

---

---

○アンケート調査結果概要

○会議委員名簿等